

1.2/02

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

(3) 設立認可年月日 平成 1年 3月 22日

(4) 設立登記年月日 平成 1年 4月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大塚 洋子	
理 事	大塚 千穂子	
同	吉田 規紘	
監 事	吉田 和代	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医 療 法 人 社 団 諫早西口ひろこ内科	長崎県諫早市永昌町9番2号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年 5月10日 令和4年度決算の決定

様式 3-3

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
 所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 3月 31日現在)

(単位: 千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	34,155	I 流動負債	2,687
II 固定資産	19,330	II 固定負債	57,265
1 有形固定資産	15,164	負債合計	59,952
2 無形固定資産	1,163	純資産の部	
3 その他の資産	3,003	科 目	金 額
		I 資本剰余金	10,000
		II 利益剰余金	△16,467
		1 代替基金	0
		2 その他利益剰余金	△16,467
		III 評価・換算差額等	0
		IV 基金	0
		純資産合計	△6,467
資産合計	53,485	負債・純資産合計	53,485

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科

※医療法人整理番号

所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

損 益 計 算 書
(自 令和4年 4月 1日 至 令和5年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
本来業務事業損益	
1 事業収益	67,416
2 事業費用	55,425
本来業務事業利益	11,991
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	11,991
II 事業外収益	427
III 事業外費用	749
経常利益	11,669
IV 特別利益	0
V 特別損失	250
税引前当期純利益	11,419
法人税等	119
当期純利益	11,300

様式 2

法人名 医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
 所在地 長崎県諫早市永昌町9番2号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 (令和 5年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 53,485 千円
 2. 負 債 額 59,952 千円
 3. 純 資 産 額 Δ6,467 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	34,155
B 固 定 資 産	19,330
C 資 産 合 計 (A+B)	53,485
D 負 債 合 計	59,952
E 純 資 産 (C-D)	Δ6,467

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人社団 諫早西口ひろこ内科
理事長 大塚 洋子 殿

私は、医療法人社団 諫早西口ひろこ内科の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月10日

医療法人社団 諫早西口ひろこ内科

監事 吉田 和代